(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野県木曽郡上松町大字上松二〇二六番一二から同郡木曽町福島四三一七番まで	前	BA 九・〇〇～七二・〇〇メートル	三・〇〇〇キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・〇〇～一〇五・〇〇	二・八〇〇	
		九・〇〇～七二・〇〇	三・〇〇〇	
		八・〇〇～一〇五・〇〇	二・八〇〇	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
十九号	長野県木曽郡上松町大字上松一三〇二番五七から同郡木曽町福島四二九九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月七日十三時

○近畿地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市竜が丘字日尾二九八番から同市竜が丘字日尾二九四番二まで	前	一七・四〇～三二・六〇メートル	〇・〇五〇キロメートル
	後	一七・四〇～三五・三〇	〇・〇五〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
一号	大津市竜が丘字日尾二九八番から同市竜が丘字日尾二九四番二まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月六日

○北海道開発局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道寿都郡黒松内町字白井川九番六六から同町字白井川九番六六まで	前	A 二二・〇二～四三・〇〇メートル	〇・一八一キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C・D 九・〇〇～三一・八・〇〇	五・五六九	
		A 二二・〇二～三三・九〇	〇・一八一	
		B・C・D 九・〇〇～三一・八・〇〇	五・五六九	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
五号	北海道寿都郡黒松内町字白井川九番六六から同町字白井川一〇番四七まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百二十九号	北海道余市郡余市町白岩町一二三番八から同町白岩町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三二七九林班い小班まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十一年十一月六日

○北海道開発局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
五号	北海道寿都郡黒松内町字東川一三番二から同町字白井川九番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年十一月七日十五時

○北海道開発局告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月六日から二週間北海道開発局及び同局小樽開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月六日

北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北海道寿都郡黒松内町字東川一三番二から同町字白井川九番一一まで	九・〇〇～一四九・四〇メートル	五・五五三キロメートル

四　指定する期日　平成二十一年十一月六日